

清掃等の業務委託履行評価制度について

松阪市が発注する建物清掃等の業務委託において、適正な履行の確保及び業務品質の向上を図ることを目的として、令和2年から履行評価制度の導入をします。

1 評価対象

「建物清掃業務」、「浄化槽保守点検・清掃業務」、「貯水槽清掃業務」、「その他市長が必要と認めた業務」のうち、評価制度の対象であることを告知したものを。

2 実施内容

委託期間の全期間を評価期間とし、4段階で評価したうえで、「参加制限措置」の評価となった場合について、契約の解除を行う場合があります。

また、それ以降に発注される案件の入札参加に制限措置を設けています。

(1) 契約の解除

「参加制限措置」の評価を受けた日の翌日から2か月以内に契約の解除を行います。

(2) 入札の参加の制限

3年以内の期間を定めて、「1 評価対象」の全業務種目への入札の参加の制限を設けます。

3 評価方法

別紙1のとおり

4 評価結果の通知

評価結果については、評価期間終了後に通知します。なお、「参加制限措置」の評価に該当した場合は、その時点で通知します。

5 改善指示への質問（第6号様式）

受注者は、改善指示について疑義がある場合、7日以内に説明を求めることができます。

6 その他

次の項目については、履行評価とは別に取り扱います。

(1) 指名停止

松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領別表第2第7号「不正又は不誠実な行為」の規定に抵触する事案が発生した場合は、別途指名停止を行います。

(2) 契約解除

契約書に違反する事案が発生した場合は、契約を解除し、違約金、賠償責任の請求等を行います。

この件に関するお問い合わせは
松阪市契約監理課調達係まで
0598-53-4012

評価方法

1 改善指示

不適切な履行が発生した場合、改善指示を行います。

改善指示は、表 1 の不適切区分に応じ、改善指示書を発行します。

不適切な履行を指摘された場合は、受注者は、速やかに対応していただきます。

2 履行評価

履行評価は、表 2 に記載する改善指示の回数によることとします。

表 1

区分	概要	事案の例	改善指示
不適切履行	不適切履行により、当該業務に支障をきたした。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃は実施しているが汚い ・仕様書及び業務計画書どおりに清掃をしていない。(一部不履行) ・業務責任者(代理含む)または現場作業責任者が業務内容を把握していない ・緊急時連絡体制が機能していない ・書類(清掃作業日報、変更届等)の提出がない ・市民等からの苦情 ・労務管理ができていない ・監督員の指示に従わない ・建物清掃において、業務責任者(代理含む)が作業時に常駐していない 	改善指示書 I
重大な不適切履行	不適切履行により、当該業務に重大な支障をきたした。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃が実施されない ・松阪市に重大な損害が発生した ・労働基準法、最低賃金法その他関係法令に違反した ・建物清掃において、清掃作業時間内における突発的な汚損等の緊急を要する清掃の対応ができない 	改善指示書 II

表 2

区 分	改善指示書 I	改善指示書 II
改善指示なし	0 回	0 回
やや改善指示	1～2 回	
改 善 指 示	3～4 回	1 回
参加制限措置	5 回以上	2 回以上

※改善指示書 I を 4 回かつ改善指示書 II を 1 回の場合は「参加制限措置」とする。

※改善指示書 I と改善指示書 II で評価が異なる場合は、評価の低い方を当該業務委託契約の評価とする。